

消費者教育コーディネーターの他市現況について

参考資料5

大阪府下設置済み自治体

No.	自治体名	設置日	担当職員数	身分	保有資格	業務内容
1	大阪府	令和2年4月1日	7名	委託事業者	・消費生活相談員 ・消費生活専門相談員 ・消費生活アドバイザー ・消費生活コンサルタントのうち一つ以上	学校などの教育現場と消費者教育を担う多様な関係機関や担い手をつなぐため、消費者教育に関する専門的な知識を持ち、間に立って調整する役割を担っている。 ・消費者教育に関する講師派遣 ・オンライン授業の効果的な実施方法 ・教材研究のための専門家の紹介 ・エシカル消費や消費者トラブル啓発などの消費者教育に関する教材
2	大阪市	令和2年4月1日	1名	行政職員	特に定めなし	消費者教育のための啓発・周知・情報発信 ・地域や教育機関の会議等に出席し、当センターの事業紹介とともに実施講座の受講勧奨を行う ・消費者安全確保地域協議会で関係団体と連携し安全確保の取り組みを行う
3	堺市	令和6年4月1日	3名	行政職員	特に定めなし	・市立幼稚園(こども園)、中学校、高校への消費者教育教材の提供 ・市内にある大学へ消費者啓発資料の提供 ・高齢者の相談事例などを紹介する「消費生活センター定期便」を作成し、包括支援センターを通じて高齢者関係機関へ送付 ・市内のイベント等で消費者啓発チラシやグッズの配布 ・出前講座の活用促進
4	池田市	令和2年4月1日	1名	行政職員	特に定めなし	研修会・講座の企画、消費者教育全般にわたる調整、関係機関等の連携

上記を除く政令市

No.	自治体名	設置日	担当職員数	身分	保有資格	業務内容
5	札幌市	平成27年	1名	行政職員	特に定めなし	出前講座講師、啓発チラシや教材の作成
6	仙台市	平成27年4月1日	1名	行政職員	特に定めなし	・消費者教育に関する普及・啓発(学校との連携ほか) ・消費者教育講座・教員対象研修の連絡・調整 ・消費者教育教材作成・配布等
7	さいたま市	令和2年4月1日	1名	行政職員 (係長)	特に定めなし	・出前講座の活用促進 ・教育委員会等他部署、他機関との連携促進 ・消費者被害防止サポーターの管理・活用
8	千葉市	平成29年4月1日	1名	会計年度任用職員 (元教員)	特に定めなし ただし現任者は教員免許保有	若者に対する消費者教育推進に関する業務を行う。
9	川崎市	センター設立時から	4名	行政職員3名 会計年度任用職員1名 経済労働局産業政策部 消費者行政センター啓 発係	特に定めなし	・啓発資料・広報誌等の作成 ・主催講座の企画 ・出前講座派遣講師の手配 ・消費者教育の担い手育成 ・消費者教育全般にわたる調整、関係機関等との調整 など
10	横浜市	平成30年4月1日	1名	行政職員	特に定めなし	・出前講座企画・運営 ・啓発教材・物品作成 ・庁内外関係者との連絡・調整等全般統括 ・消費者教育推進計画の策定 ・消費者教育推進地域協議会の運営 など
11	相模原市	出前講座等の消費者 教育・啓発を担当する 行政職員が役割を担っ ている	2名	行政職員	特に定めなし	・出前講座の講師 ・啓発チラシ、啓発グッズ等の作成 ・小中学校の教員が出席する会議において、消費者教育に関する周知を実施
12	新潟市	令和3年4月1日	1名	再任用職員 (元市行政職員)	特に定めなし	・小学校6年生及び中学校3年生への消費者教育啓発冊子の配布 ・消費生活センター主催の啓発講座「くらしの一日教室」の開催

13	静岡県	平成27年4月1日	2名 ※当初は1名 (H29年度より2名)	会計年度任用職員 (元教員)	必須 ※令和2年度一般公募時 ・教員免許 ・消費生活相談員 ・消費生活専門相談員 ・消費生活アドバイザー ・消費生活コンサルタント のいずれか	出前講座の実施、講座実施先の開拓、消費者教育啓発資料の作成
14	浜松市	平成27年4月1日(教育担当) 平成29年4月1日(地域担当)	2名	再任用職員 (元教員) 会計年度任用職員 (元市職員)	特に定めなし ただし現任者は教員免許保有	消費者教育講座の実施・コーディネート、その他啓発活動の実施、教材の作成
15	名古屋市	平成28年4月1日	2名	会計年度任用職員	・消費生活相談員 ・消費生活専門相談員 ・消費生活アドバイザー のいずれか	主に小中学生(特別支援学級を含む)向けの消費者教育講座の企画・実施や各種啓発資料の企画・作成等、教育委員会及び学校等と連携を図りながら消費者教育に係る事業を行う。
16	京都市	令和5年度	1名	常勤職員 (消費者教育担当職員)	不問	・消費者教育教材の作成及び活用 ・学校等における消費者教育に関するコーディネート(授業内容、外部講師の調整等) ・講座・セミナー等の実施 ・京(みやこ)・くらしのサポーターとの連携
17	神戸市	消費者教育係の行政職員を消費者教育コーディネーターと位置づけている	4名	常勤職員(消費者教育係職員4人) ※その他、消費生活相談員や消費生活マスター(市が養成した外部人材)も 消費者教育・啓発に関して、講座講師、啓発チラシ作成等を担っている。	不問	・消費者教育出前講座、消費生活講座の企画・実施、講師対応 ・啓発チラシや教材の作成、ホームページでの情報発信 など
18	岡山市	令和4年4月1日	2名	再任用職員 (元教員)	教員免許	・出前講座講師 ・啓発教材の作成 ・消費者教育の担い手との連携・支援
19	広島市	平成29年4月1日	1名	再任用短時間勤務職員 (元市立学校校長)	特に定めなし ただし現任者は教員免許保有	・学校現場と連携した消費者教育にかかる教材の作成や実地指導 ・教育委員会と連携した各学校での取組推進 ・消費者教育推進計画の策定 ・各学校への消費者教育情報の提供及び周知 ・その他学校以外での消費者教育に関すること
20	北九州市	令和6年3月1日	1名	行政職員 (消費生活センター長)	-	-
21	福岡市	令和2年4月1日	1名	再任用短時間勤務職員	特に定めなし ただし現任者は教員免許保有	・学校(中学、高校、特別支援学校、大学、専修学校等)、地域等向け消費者教育に係る業務 ・福岡市立学校教員向け研修講座に係る業務 ・その他消費生活センターの事業に関する業務
22	熊本市	令和4年4月1日	1名	会計年度任用職員 (元教員等)	小学校の教員免許又は中学校の社会科若しくは家庭科の教員免許	・教育委員会との連携及び家庭科教諭への情報提供 ・小・中学校等における消費者啓発活動